

意見検討結果一覧表
案名:第6期岩手県障がい福祉計画・第2期岩手県障がい児福祉計画(案)についての意見募集

番号	(項目)	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
1	I 基本的事項	<p>現行の障がい福祉における方向性は、障がい者の地域移行、就労支援、退院促進等にあるが、特に、施設入所者の地域生活移行者に関しては、施設入所者の重度・高齢化により、その退所事由は、「入院・死亡」等の割合が年々増加しており、そのため、自宅やGH等への地域生活移行者数は減少の一途を辿っている現状にあることを踏まえ、現状に即した目標設定とすべきである。</p> <p>むしろ、前述の「重度・高齢化」に対応すべく、より強力な体制のもと、地域生活支援拠点等の整備の促進や日中サービス支援型GH等のサービス機能強化を図ることが肝要であると考え。</p>	<p>地域生活移行者数は、現状値を基に、国の基本指針で令和元年度末施設入所者数の6%以上(現行計画では平成28年度末施設入所者数の9%以上)とされており、これに準拠して設定しています。</p> <p>また、共同生活援助と地域生活支援拠点等については、市町村の見込量を基に年度ごとのサービス見込量を設定しています。</p> <p>これらの目標値や見込量については、今後実績を把握して分析・評価を行うとともに、県障害者施策推進協議会の意見等を聴取の上必要な施策を講ずることとしています。</p> <p>御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。</p>	D(参考)
2	I 基本的事項	<p>就労支援にあつては、一般就労の他に福祉的就労があるが、特に福祉的就労のニーズが多い状況にある。今般のコロナ禍において、就労支援事業所等のその事業収入は減少しており、それは利用者工賃に多大な影響を及ぼすこと、また、平時においても、利用者工賃は地域生活の糧であることを鑑み、福祉的就労支援の充実は必要不可欠なものである。次年度(2021年度)においては、障がい者の就労施設を支援する専門のセンターを開設する予定とのことだが、これは、コロナ対応のみならず、前述の状況を鑑みれば、長期的スパンでの支援が有益であると考え。ゆえに、計画に盛り込み、明確な位置づけをもって実施することが肝要であると考え。</p>	<p>当計画は、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の公的サービスの提供体制の整備や確保等について定める計画となっています。</p> <p>福祉的就労における工賃向上を図るための基本的な考え方や取組方法等については、別途策定している「岩手県障がい者工賃向上計画」でお示ししています。</p> <p>令和3年度は当該計画の見直し時期にあることから、御意見につきましては、当該計画見直しの際の参考とします。</p>	D(参考)
3	I 基本的事項	<p>「I 基本的事項」の「1 計画策定の根拠、趣旨・目的、位置づけ」について【P1】</p> <p>障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援の提供体制については定めているが、障がい者入所支援について提起されていないのはなぜか。</p>	<p>障がい者入所支援は、御指摘の項目の4行目の「障がい福祉サービス」の中に含まれています。</p>	F(その他)
4	I 基本的事項	<p>「3 基本理念」の「(2) 地域間格差の解消等」について【P1】</p> <p>地域間格差で難しい課題は、入所希望者に対する対応が上げられます。地域により希望者数が異なり又施設が整備されていない地域もあります。</p> <p>むしろ地域間格差解消ではなく、地域を越えた施設整備の支援と全県的な流動的な入所支援によって地域による不安を解消出来るのではないのでしょうか。</p>	<p>入所等から地域生活への移行を支援する観点から、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、地域間格差の解消を県の基本方針としながら、実際のサービス利用支援においては、必要に応じて圏域を超えた調整が行われるよう相談支援の段階で調整を行っています。</p> <p>御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。</p>	D(参考)

意見検討結果一覧表
案名：第6期岩手県障がい福祉計画・第2期岩手県障がい児福祉計画(案)についての意見募集

番号	(項目)	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
5	I 基本的事項	「3 基本理念」の「(7)障がい者の社会参加を支える取組」について【P2】 令和2年度はコロナの関係で障がい者文化芸術祭は、開会行事や音楽祭が中止されました。更に表彰式典・閉会式まで中止になりました。 障がい者は文化芸術による自己表現を發表する機会は少なく、特に表彰の場は最も楽しく「共生社会」への参加を自覚できる機会です。 実行委員会で表彰式典だけは、開催すべきという意見が出ていましたが当然のことです。場所・参加者数・参加者の入れ替え等考慮しコロナをあなどらず実行することを考慮していただきたい。	御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。	D(参考)
6	I 基本的事項	「3 基本理念」の「(7)障がい者の社会参加を支える取組」について【P2】 障がい福祉計画の中にスポーツも当然含むべきです。県では文化スポーツ部門で障がい者スポーツを位置づけることは当然と思います。 しかし、福祉計画から除くのではなく障がい者の社会参加の大きな比重であることは、明記すべきです。 障がい者のスポーツはアスリート育成も大切ですが、日常的に楽しみ生活に豊かさをもたらすことも大切です。そのための環境整備は福祉の視点で考慮が必要です。	「3 基本理念」の「(7)障がい者の社会参加を支える取組」の中に、障がい者スポーツについての取組を追記します。	A(全部反映)
7	I 基本的事項	「4 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方」の「(1)③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実」及び「(1)⑦障害者支援施設及び障害児入所施設における支援体制の維持」について【P2～P3】 支援施設の老朽化や利用者の個人権利保障のための改善等、施設運営者は長期計画の作成時期の検討を始めています。 4の冒頭に示している、3の基本的理念を踏まえ、次の点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。 これを踏まえ、支援施設の現状を早急に調査を実施し長期計画に生かし切れ目なく支援を実施する方向をまとめていただきたいと思います。	御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。	D(参考)
8	I 基本的事項	1. 福祉教育について 地域共生社会を目指すにあたって、小中学校や高校からの福祉教育及び体験学習が重要と考えます。具体的にはノーマライゼーションの理解や障がい者施設へ訪問し交流するといった体験学習が考えられます。県の計画にこの「福祉教育」という文言は入れないですか。	当計画は、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の公的サービスの提供体制の整備や確保等について定める計画となっています。 福祉教育の取組は、県の障がい者施策の基本的方策を定めている岩手県障がい者計画の中に記載しています。	F(その他)

意見検討結果一覧表
案名：第6期岩手県障がい福祉計画・第2期岩手県障がい児福祉計画(案)についての意見募集

番号	(項目)	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
9	I 基本的事項	2. インフォーマルサービスについて 基本的理念の(3)に「地域生活支援の拠点づくりやNPO等によるインフォーマルサービスの提供」(P1)とありますが、岩手県にはまだまだインフォーマルサービスとして活用できる資源が少ない気がします。あるいは、あるのかもしれませんが広く知られていないと思います。インフォーマルサービスについてどのようなものがあるのか把握し当事者等へ一覧のような形で情報提供をするといった取り組みを行政が行うことは難しいでしょうか。確かに「インフォーマル」ですので行政の管轄ではないと思いますが、当事者としてはインフォーマルな情報をどこで入手すればいいのかわかりません。	各圏域の自立支援協議会において、インフォーマルサービスの状況を把握していただき、情報提供することなどが考えられます。 御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。	D(参考)
10	I 基本的事項	3. 障がい者の社会参加について 障がい者の社会参加は用意されているところに参加するといったイメージだけでなく、どのような社会参加の方法があるか障がい者自身がアイデアを出すといった仕組みも必要であると考えます。ですので、当事者団体への支援や、行政や自治体の意思決定機関(例えば自立支援協議会)に障がい当事者をもっと登用してはいかがでしょうか。	県で別途策定している岩手県障がい者計画において、「行政施策の決定等に障がい当事者の意向が十分に反映されるように、岩手県障害者施策推進協議会や、関係審議会等における障がい者の積極的な参画を推進する」旨記載しています。 御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。	D(参考)
11	I 基本的事項	4. 特例子会社について 岩手県には特例子会社がないと聞きます。特例子会社の誘致を積極的に行うことも障がい者の一般就労に役立つと考えます。	御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。	D(参考)
12	I 基本的事項	5. ピアスタッフ育成について 障がい当事者で、自身の経験を生かして同じように当事者の役に立ちたいと考えている人を私は複数人知っています。その人たちがピアサポートについて学ぶ機会を行政が主導して開催することはできないでしょうか？(計画にもピアサポートの充実として項目を入れてはいかがでしょうか？(障がい児分野にピアサポートの文言はありますが、障がい種別すべてについてピアサポートは重要であると考えます。))	障がい者のピアサポートとしては、市町村が配置する身体障害者相談員、知的障害者相談員が、障がい者や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談活動を行っており、県で、相談員に対する研修を行っています。 御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。	D(参考)
13	I 基本的事項	② 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備について【P4】 障がいのある子どもの通学について、地域の子どものニーズを把握しながら、市町村の福祉との連携により、通学手段の確保・保障に向けていくことが必要だと考えます。	御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。	D(参考)

意見検討結果一覧表
案名：第6期岩手県障がい福祉計画・第2期岩手県障がい児福祉計画(案)についての意見募集

番号	(項目)	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
14	I 基本的事項	④ア 発達障がい者等について【P6】 ・ことりさわ学園の児童精神援助センターによる面接・心理検査 ・病弱特別支援学校である盛岡青松支援学校による学校訪問 発達障がい者支援センターと上記資源が連携することによる多角的な個別支援の実現と、体制強化が必要だと考えます。	御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。	D(参考)
15	I 基本的事項	・患者会で患者さんたちの声を聞くと、地域間や障害者手帳や特定疾患受給者証から漏れている方々による格差等をまだまだ感じずにはいられませんでした。 親は子供の障がいを受け止めよりよく生きていけるように、親亡き後も生きていけるように【P15以降】と願います。しかし、今、障害者を介護する家族が病気などで介護できなくなる(【P12】(9)－①短期入所(福祉型))、または、老いた親を介護できない障がいをもつ子供が悩むという事例も出てきました。 社会の中で誰もが安心して生きていけるように、今期の福祉計画でより充実されていければと願っております。 ・SNSを通し情報はあらゆる手段で手に入る時代ですが、患者会では、医師や専門家の講演会等による正しい情報や、交流会で語り合い学び合うことで病気や障がいに対する理解(当事者、家族、支援、そして社会全体)を得てより豊かな心で生きて行けるようにと心がけています。インターネットを使えない方々もたくさんいらっしゃるので、今まで通りの支援の体制と、それと共に生活様式の変化によりオンラインでの医療講演会、交流会の体制も整えていただきたいと思います。 ・2021年度障害報酬改定でピアサポート加算の経過措置が報じられていました。専門家を交え当事者や家族や支援者が同じ目線で学びスキルを得ることでより理解が進みより生きやすい、より就学しやすい、より就労しやすい社会が構築されるものと思います。 今回の基本案では、発達障害児へのペアレントトレーニング及びピアサポート活動が記載されていましたが、とても重要なことだと思います。ただ、その他の高次脳機能障害や難病等について記載がありませんでした。是非、引き続き様々な障がいのピアサポーター・ピアカウンセラー活動の支援をお願いいたします。	当計画は、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の公的サービスの提供体制の整備や確保等について定める計画となっています。 御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。	D(参考)

意見検討結果一覧表
案名：第6期岩手県障がい福祉計画・第2期岩手県障がい児福祉計画(案)についての意見募集

番号	(項目)	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
16	Ⅲ 令和5年度の目標値	<p>5 障がい児支援の提供体制の整備(3)(4)【P9】について要望します。</p> <p>○児童発達支援センターの中に小児難聴部門を開設していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核的機能を担うところには、スタッフの中に小児難聴を専門とする医師と言語聴覚士の配置を望みます。 ・障害の発見当初は本人はもとより家族の支援が重要です。きこえに関してはまずここへという場所があり、同じ機関で医療的ケアと療育がひき続き行われることを望む声が当会では多くあります。 ・家族支援として、ホームトレーニング(家族が難聴の理解や子供とのコミュニケーションの取り方を学ぶ場)を障がい発見当初より設けて欲しい。 ・他の同障家族との出会いからたんぽぽ会が発足となりました。心の支えになり、良好な家族関係が培われ、子どもの成長につながっています。 <p>○岩手県は広域のため、圏域ごとの相談機関があると安心です。居住する場所、選択する教育機関、療育機関がどこであっても同様の支援が受けられ、そこには聴覚障がい児の知識をもつ担当者を配置していただきたい。</p> <p>○放課後等デイサービスの充実を望みます。定員問題のほかに、難聴の子を受け入れた事がないとの理由で断られたケースもあります。聴覚障害の理解を深めて地域全体からサポートしていただきたい。</p> <p>以上、難聴児支援が切れ目なく行われるようお願いいたします。</p>	<p>当計画の【P4】②保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援の中に、難聴児支援における県の基本的な考え方を示しています。</p> <p>御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。</p>	D(参考)
17	Ⅲ 令和5年度の目標値	<p>障がい者福祉のサービスの質に関しては、首都圏と比べて岩手県は、必ずしも良いとはいえないと考えられます。その一例として、障がい者の就労支援に関して、首都圏では、ハローワークや県庁で障がい者を非常勤として有期限で雇用し、そこでの経験を生かして企業就労に移行させる実践が、既に10年以上前から行われています。首都圏では、公的機関が率先して障害者に対して就労の場を与えていますが、岩手県ではそのような機会が十分とはいえないのではないかと考えます。この視点は、岩手県における障がい者の定着率の向上や障がい者自身のキャリア形成にとって重要ではないかと考えます。すなわち、岩手県においても、例えば障がい者の就労支援に関して、他の地方自治体の優れた実践事例を積極的に収集し、試行していく仕組みづくりが必要ではないかと強く感じます。そのため、岩手県保健福祉部障がい保健福祉課と岩手労働局職業安定部職業対策課のさらなる連携が必要であると考えます。</p>	<p>御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。</p>	D(参考)

意見検討結果一覧表
案名：第6期岩手県障がい福祉計画・第2期岩手県障がい児福祉計画(案)についての意見募集

番号	(項目)	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
18	IV各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築は、精神障がい者支援にあつては、非常に重要かつ有益なシステムであり、その機能強化が肝要であると考えます。 なかでも障がい者に対する障がい福祉の見地と医療・保健の見地においてその隔たりが見られる場面があり、相互理解と融合の必要性を強く感じるものである。そのような点にご留意頂きたい。	御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。	D(参考)
19	IV各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	課題の把握、方向性、数値目標、具体的施策、検証といった流れとなるわけだが、特にも、具体的施策においては、既存の方策に固執せず、現場、当事者等の声に傾聴しつつ、より実効性・有益性の高い方策を実施していただきたい。	当計画に定める障がい福祉サービス等の事業の実施に対する考え方や見込量確保のための方策を踏まえ、サービス見込量に対する毎年度の実績を評価・分析し、サービスの充実に努めます。	D(参考)
20	IV各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	居宅介護に加え、重度の障がい者が利用する重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援や、視覚障がい者が利用する同行援護について「県内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるようにします」、「市町村等と協力しながらサービスの基盤整備を図ります」とあります。 市町村の支給決定に際して、市町村では厳しい場合は、県からも協力頂けるようお願い致します。そして、県内どこに居住していても必要な時間帯に必要なサービスを利用できるようにお願い致します。	当計画に定める障がい福祉サービス等の事業の実施に対する考え方や見込量確保のための方策を踏まえ、サービス見込量に対する毎年度の実績を評価・分析し、サービスの充実に努めます。	D(参考)
21	IV各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	「2 日中活動系サービス」の「見込量の確保のための方策」は、全て同一文章となっていますが、例えば「3 居住系サービス」の「見込量の確保のための方策」のように、施設種別の特性に合わせ、差別化した丁寧な記載が必要ではないでしょうか。	御意見を踏まえ、記載内容を見直します。	A(全部反映)

意見検討結果一覧表
案名：第6期岩手県障がい福祉計画・第2期岩手県障がい児福祉計画(案)についての意見募集

番号	(項目)	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
22	VI地域生活支援事業の実施に関する事項	<p>地域生活支援事業の「主な任意事業」について【P24】 精神疾患が多様化し増加している状況の中で、本人も含め家族は、中途障害故に戸惑い試行錯誤しており、なかなか安心感が得られない現実があります。また入院の短期化の中で、地域がインフォーマルの分野でどう充実していくかも問われています。</p> <p>そこで提案なのですが、家族や支援者が本人共々とも気軽に来所して図書やDVDなどで家族対応の仕方・福祉制度・医学(薬)等を学習できたり、協働してピアサポートや精神ボランティア活動を創意工夫して推進できる場(「精神保健・家族支援センター」(仮称)委託常設)を設けてもいいのではと思います。</p> <p>このことは、同資料p1の基本的理念の(3)にある「・・・インフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限活用して・・・」に沿うものであり、難しい精神保健福祉分野においては十分意義あることではないかと思っています。</p>	御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。	D(参考)
23	VIII関係機関との連携に関する事項	<p>「1 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項」について【P26】</p> <p>・障がい者スポーツ大会については、文化スポーツ部、教育委員会等との連携を図ることが含まれていると思いますが、番号6で提案した意見を活かしていただきたいと思っています。</p>	「3 基本理念」の「(7)障がい者の社会参加を支える取組」の中に、障がい者スポーツについての取組を追記します。	A(全部反映)
24	IXその他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を図るために必要な事項	<p>「4 障がい者等の文化芸術活動支援による社会参加等の促進」について【P26】</p> <p>・番号5で提案した意見を活かしていただきたいと思っています。</p>	御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。	D(参考)

意見検討結果一覧表
案名：第6期岩手県障がい福祉計画・第2期岩手県障がい児福祉計画(案)についての意見募集

番号	(項目)	意見	検討結果(県の考え方)	決定への反映状況
25	X計画の達成状況の点検及び評価	岩手県障害者施策推進協議会・岩手県自立支援協議会の定期的開催を求めます。 なお、岩手県自立支援協議会等の等には他に具体的にどのような会議がありますか。 また、意見として要請した事項、施設整備支援・文化・スポーツについても報告意見聴取をお願いいたします。	岩手県障害者施策推進協議会は年2回、岩手県自立支援協議会は年1回、同協議会の各部会は年1～2回開催しています。 岩手県自立支援協議会等の「等」には、発達障がい者支援体制整備検討委員会や精神保健福祉審議会など、各種障がい福祉サービス等について意見交換等を行う会議も含まれます。 障がい者支援施設については、利用実態を踏まえ、役割や機能について評価・検討していきます。 また、障がい者文化芸術及び障がい者スポーツの取組状況や意見の把握については、所管する文化スポーツ部と連携して対応することとします。	F(その他)
26	その他	意味がわかりません。 パブリックコメントってどういう意味ですか。 漢字いっぱいありすぎてわかりません。	計画内容を分かりやすく情報発信する方法を検討して参ります。	F(その他)
27	その他	新型コロナで障がい者の就労目的額が少なくなっている。県障がい福祉課他が連携して対策する事。 就労支援事業所の売上げ対策、県社協とも一緒になって対策をする事。 各地域毎の地域生活が安心して出来る様な対策、課題は多いです。 障がい当事者が安心して地域で生活出来る様に行動して欲しいです。	御意見につきましては、事業実施の際の参考とします。	F(その他)

備考「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの (計画等の案の内容に関する質問等)